

まぐろ・かじき類の異状に関する検査等実施要領

1 趣 旨

この要領は、千葉市地方卸売市場業務条例（令和2年千葉市条例第15号。以下「条例」という。）第45条第1項及び第54条ただし書の規定による市長の指定する検査員（以下「検査員」という。）の確認（以下「検査」という。）について、受託物品の異状に関する検査等実施要領とは別に水産物部のまぐろ・かじき類に関し、条例及び千葉市地方卸売市場業務条例施行規則（令和2年千葉市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、異状品とは次に掲げる事項のいずれかに該当するものをいう。

- (1) とろけ、やまい、うたれ、いたみ、しみ、もりきず等のあるもの
- (2) 重量不足のもの

3 検査員

検査員は、地方卸売市場職員とする。

4 検査対象としない物品

仲卸業者又は売買参加者が他に転売した物品は検査の対象としない。

5 検査対象基準

検査は異状と思われるもので、かつ、次に掲げる基準に該当するものに限り受け付けるものとする。

- (1) 検査対象物品は、卸売価格が1キログラム当たり300円以上のまぐろ・かじき類とする。
- (2) まぐろ類については、せり番号のついている側（上身）の4半身（1丁）を含めた半身以上を、かじき類にあつては異状のある部分とせり番号のついている部分を提出するものとする。

6 検査受付時間

検査受付時間は、卸売当日の午前7時30分、午前8時30分及び午前9時30分とし、この時間を経過したものは受け付けないものとする。ただし、市長がやむを得ない事情であると認めるときはこの限りでない。

7 検査判定人

- (1) 卸売業者は、まぐろ・かじき類の異状の損敗程度を判定させるため、検査判定人を2名置かなければならない。
- (2) 卸売業者は、検査判定人を決めたときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。また、変更したときも同様とする。

8 異状の検査の実施

- (1) 検査場所は水産棟千葉市現場事務所の脇とする。
- (2) 卸売業者は、異状の検査を求めるときは、次のいずれかに該当する場合に速やかに検査員に連絡するとともに、規則第58条第2項に規定する受託物品検査証明願書(以下「願書」という。)を提出しなければならない。
 - ア まぐろ・かじき類の受領後異状を認めた場合で次のいずれかに該当するとき。
 - (ア) 委託者又はその代理人の了承が得られないとき。
 - (イ) 委託者又はその代理人から訂正理由が明記された送り状を受け取ることができないとき。
 - イ 仲卸業者又は売買参加者から卸売をした物品に異状がある旨の連絡があったとき。
- (3) 検査員は、願書の提出があったときは、次に掲げるとおり立会人をおかなければならない。
 - ア 前号アに該当する場合に検査を行うときは、卸売業者の検査判定人を立ち合わせなければならない。
 - イ 前号イに該当する場合に検査を行うときは、各卸売業者の検査判定人を1名及び仲卸業者又は売買参加者を立ち合わせなければならない。
- (4) 検査員は、卸売業者ごとの検査判定人が検査判定書(様式第1号)により判定した損敗程度の比率の平均値(小数点以下四捨五入)をもって異状品の損敗程度とし、その率を検査結果判定書(様式第2号)に記載するものとする。

9 卸売代金の変更

- (1) 卸売代金の変更は、損敗程度が10パーセント以上50パーセント以下の範囲に限るものとする。
- (2) 変更する卸売代金は、卸売価格に検査結果判定書による損敗程度の比率を乗じて得た額とする。

10 出荷者への通知

受託物品検査証明書の交付を受けた卸売業者は、条例第50条に規定する売買仕切書に当該受託物品検査証明書の写しを添えて、出荷者に送付しなければならない。

11 販売原票への明示

卸売業者は、販売原票に異状品の旨を明示しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

